

# 青森県報

号外第二十五号

平成二十年  
三月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則等を廃止する規則……………             | (健康福祉課)   | 一 |
| 医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則……………                       | (政 策 課)   | 一 |
| 青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則……………                          | (同 課)     | 一 |
| 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………                             | (総合販売戦略課) | 二 |
| 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………                        | (建築住宅課)   | 五 |
| 青森県財務規則の一部を改正する規則……………                              | (同 課)     | 五 |
| 青森県財務規則の一部を改正する規則……………                              | (経 理 課)   | 六 |
| 訓 令   |           |   |
| 職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………                    | (人 事 課)   | 七 |
| 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………                          | (同 課)     | 七 |
| 議 会   |           |   |
| 青森県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程……………                    | (調 査 課)   | 八 |
| 教育委員会   |           |   |
| 青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則…………… | (職員福利課)   | 三 |
| 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………                             | (県立学校課)   | 三 |
| 公安委員会   |           |   |

## 規 則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警 務 課) ……一五

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十号

青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 青森県立保健大学の学校医等の公務災害補償に関する規則（平成十一年七月青森県規則第七十四号）
- 二 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成九年三月青森県規則第二十号）
- 三 青森県立保健大学条例施行規則（平成十年十二月青森県規則第一百十二号）

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十一号

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則

医学及び医療技術者等研修規則（昭和三十六年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一号様式」を「別記様式」に改め、同条第二項を削る。  
第二号様式及び第三号様式を削る。

第一号様式中「~~第5号様式~~」を「~~第5号~~」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則

青森県地方卸売市場規則（昭和四十七年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（事業の譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割の認可申請の添付書類）

第六条の二 条例第九条の二第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 譲渡し及び譲受け又は合併若しくは分割に係る契約書（新設分割の場合にあつては、分割に係る計画書）の写し

二 申請の日以後二年間の事業計画書

三 最近二年間における事業報告書

四 資産に関する調査

五 譲受人である申請者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により開設等業務を承継した法人（以下「譲受人である申請者等」という。）が法第五十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

六 開設者に係る場合にあつては、次に掲げる書類

ア 譲受人である申請者等が法第五十七条第二項に掲げる者に該当しないことを

誓約する書面

イ 地方卸売市場附近の見取図

ウ 地方卸売市場の敷地及び施設を譲受人である申請者等が使用する権利を有することを示す書面

七 法人にあつては、次に掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 業務を執行する役員の戸籍抄本及び履歴書

エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

オ 譲受人である申請者等が法第五十七条第一項第三号に該当しないことを誓約する書面

八 個人にあつては、戸籍抄本及び履歴書

九 その他知事が必要と認める書類  
（相続の認可申請の添付書類）

第六条の三 条例第九条の二第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請の日以後二年間の事業計画書

二 最近二年間における事業報告書

三 資産に関する調査

四 申請者が法第五十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

五 開設者に係る場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者が法第五十七条第二項に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

イ 地方卸売市場附近の見取図

ウ 地方卸売市場の敷地及び施設を申請者が使用する権利を有することを示す書面

六 戸籍抄本及び履歴書

七 被相続人との続柄を証する書面

八 被相続人の行つていた開設等業務を申請者が引き続き行うことについての申請者以外の相続人の同意書

九 その他知事が必要と認める書類

第十五条第一項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二条を加える。

五 条例第九条の二第二項の申請書 第四号様式の二又は第四号様式の三  
 六 条例第九条の三第三項の申請書 第四号様式の四  
 第十五条第二項第四号中「資本額等変更届出書」を「資本金の額等変更届出書」に改  
 める。

第一号様式及び第二号様式中「資本」を「資本金」に改める。  
 第四号様式の次に次の三様式を加える。

第4号様式の2 (第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

|     |               |   |
|-----|---------------|---|
| 譲渡人 | 住所            | ① |
|     | 氏名(名称及び代表者氏名) | ② |
| 譲受人 | 住所            | ③ |
|     | 氏名(名称及び代表者氏名) | ④ |

事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

地方卸売市場の開設の業務 (地方卸売市場における卸売の業務) の譲渡し及び譲受け  
 の認可を受けたいので、青森県地方卸売市場条例第9条の2第3項の規定により、関係  
 書類を添えて申請します。

- 1 譲渡し及び譲受けに係る地方卸売市場の名称及び所在地並びに取扱品目の部類
- 2 譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 3 譲渡し及び譲受けの理由
- 4 事業の譲受け後の譲受人の状況

- (1)住所及び氏名又は名称
- (2)資本金又は出資の額及び役員の名
- (3)譲り受けた事業に係る取扱品目の部類

- 注 1 不要な字句を削ること。  
 2 4の(2)は、法人の場合に限り記載すること。  
 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式の3(第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所  
名称及び代表者氏名

印

合併(分割)認可申請書

地方卸売市場における開設者(卸売業者)たる法人の合併(分割)の認可を受けたいので、青森県地方卸売市場条例第9条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人(分割により業務を承継する法人)の名称及び住所
- 2 地方卸売市場の名称及び所在地並びに取扱品目の部類
- 3 合併後存続する法人又は合併により設立される法人(分割により業務を承継する法人)の資本金又は出資の額及び役員の名
- 4 合併(分割)の予定年月日
- 5 合併(分割)の理由

注1 不要な字句を削ること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式の4(第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

相続認可申請書

地方卸売市場の開設の業務(地方卸売市場における卸売の業務)の相続の認可を受けたいので、青森県地方卸売市場条例第9条の3第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 引き続き開設の業務(卸売の業務)を行おうとする地方卸売市場の名称及び所在地並びに取扱品目の部類
- 3 引き続き行おうとする卸売の業務に係る取扱品目の部類
- 4 相続開始の日

注1 不要な字句を削ること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



ちのりた出たる。

第三條第一項中「暴田寮第一号」を「暴田寮第一号第一号」に改訂し、「暴田寮第二号」を「暴田寮第二号第一号」に改訂する。

第二項中「暴田寮第一号」を「暴田寮第一号第一号」に改訂する。

「この申込書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。」

を

「この申込書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。」

また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

」

第十四号警察令中

「下記の者を新たに特定公共賃貸住宅に同居させたいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第十八条第五項の規定により申請します。」

を

「下記の者を新たに特定公共賃貸住宅に同居させたいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第十八条第五項の規定により申請します。」

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは又は私、同居者若しくは新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私、同居者又は新たに同居させようとする者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

」

第十五号警察令中

「下記のとおり引き続き特定公共賃貸住宅に入居したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第十八条第六項の規定により申請します。」

を

「下記のとおり引き続き特定公共賃貸住宅に入居したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第十八条第六項の規定により申請します。」

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるときは又は私若

しくは同居者が暴力団員であるときは、入居継続の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。」

」

第三項

」の第四号、公称の田から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十七号警察令中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号まで一ヶ号づつ繰り上げする。

第四十七号警察令を削る。

第四十五号警察令中「年三・四パーセント」を「年三・七パーセント」に改訂する。

第四十七号警察令を削る。

第四十八号警察令第二項ただし書を削る。

第四八十五号ただし書中「及び擬字交付金」を削る。

第四十二号の第三十四号第十一項並びに第四十一号第一項及び第四項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改訂する。

第四十二号の第三十七号の「10分の1」を「10分の2」に改訂する。

第四十二号の第四十九号第三号中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改訂する。

」

「青森県立川内高等学校、青森県立大畑高等学校、青森県立大藤崎園

北見高等学校」及び「青森県立下北少年自然の家」を削る。

第五十九号様式の(その二)の注の1中「旅費精算書」の次に「又は監査本部長」を、「場合は」の次に「それぞれ」を加え、同様式の(その四)中「旅行等用」を「旅行用」に、

|          |          |          |          |    |
|----------|----------|----------|----------|----|
| 旅行<br>雑費 | 鉄道       | 車賃       | 通賃<br>合計 | 備考 |
|          | 路程<br>運賃 | 路程<br>運賃 |          |    |
| 円        | 円        | 円        | 円        |    |

を

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

|          |    |
|----------|----|
| 旅行<br>雑費 | 備考 |
| 円        |    |

に改め、同(その四)の注の1中「旅費

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

精算書及び」を削り、「旅行等」を「旅行」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県財務規則第一百五十四条及び別記第二の規定は、平成二十年四月一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。
- 3 改正前の青森県財務規則の規定により調製した旅費請求(精算)書用の紙で現に

残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程(昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一 県費から通勤手当の支給を受けている職員が旅行した場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。

第八条第三号中「出発地」の下に「帰着地」を、「ある旅行」の下に「又はすべての目的地が勤務公署の存する都道府県内にある旅行」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の施行規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、〇二〇円」を「六、一四〇円」に、「五、九三〇円」を「六、〇五〇円」に、「五、八六〇円」を「五、九四〇円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

議

会

青森県議会告示第一号

青森県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

青森県政務調査費の交付に関する規程（平成十三年三月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県

条例第四十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、政務調査費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第二条 条例第七条の使途基準は、別表のとおりとする。

(収支報告書の様式等)

第三条 条例第八条第一項の収支報告書は、第一号様式によるものとする。

2 条例第八条第二項の議長が定める証拠書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書（第二号様式）又は金融機関が作成した当該政務調査費による支出に係る振込みの明細書の写し）とする。

3 前項の書面（支出証明書を除く。）の提出は、別表に規定する使途の項目ごとに、領収書の写し貼付用紙（第三号様式）に貼り付け、必要な事項を記載して行うものとする。

4 領収書の写し貼付用紙を提出するときは、領収書の写し集計表（第四号様式）に別表に規定する使途の項目ごとの合計額その他必要な事項を記載し、併せて提出するものとする。

5 支出証明書には、別表に規定する使途の項目ごとの合計額その他必要な事項を記載するものとする。

6 議長は、条例第八条の規定により提出された収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）の写しを知事に送付するものとする。

第四条から第六条までを削る。

第七条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「収支報告書の閲覧」を「収支報告書等の閲覧の請求」に、「（以下「閲覧者」という。）は、閲覧簿（第八号様式）を」は、収支報告書等閲覧請求書（第五号様式）に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。

第七条第三項中「条例第十二条第二項の規定による収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第四項中「閲覧者は、収支報告書」を「収支報告書等」を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、収支報告書等」に改め、同条第五項中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第六項中「第二項から第五項」を「第一項又



は第三項から前項」に改め、同条第七項中「条例第十二条第二項の規定による収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条を第四条とする。

別表中「第四条」を「第一条、第三条」に改め、同表調査研究費の項中「会派」を「議員」に改め、同表研修費の項中「会派が行う研修会、講演会等の実施に要する経費並びに他団体」を「団体等」に、「会派の所属議員及び会派の」を「議員及びその」に改め、「謝金、賃借料」を削り、同表会議費の項中「会派における」を「議員が行う」に改め、同表資料作成費の項から広報費の項までの規定中「会派」を「議員」に改め、同項の次に次のように加える。

|      |                                  |           |
|------|----------------------------------|-----------|
| 事務所費 | 議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 賃借料、光熱水費等 |
|------|----------------------------------|-----------|

別表事務費の項中「会派」を「議員」に改め、同表人件費の項中「会派」を「議員」に改め、「手当」の下に「社会保険料」を加える。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第一号様式（第3条関係）

年 月 日

年度政務調査費に係る収支報告書

青森県議会議長

殿

青森県議会議員 氏 名 印

1 収入  
(政務調査費交付額) 円

2 支出

| 項 目     | 金額(円) | 主 な 内 容 |
|---------|-------|---------|
| 調査研究費   |       |         |
| 研 修 費   |       |         |
| 会 議 費   |       |         |
| 資料作成費   |       |         |
| 資料購入費   |       |         |
| 広 報 費   |       |         |
| 事 務 所 費 |       |         |
| 事 務 費   |       |         |
| 人 件 費   |       |         |
| 合 計     |       |         |

3 差 引  
(収入額－支出額) 円

注1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。





第六号様式から第八号様式までを削る。

附則

- 1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県政務調査費の交付に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第四条第二項の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務調査費に係る改正後の規程第三条第六項に規定する収支報告書等について適用し、同日前に交付された政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

## 教育委員会

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条」を「公益信託二関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第一条」に、「同法」を「法」に改める。

第二条第一号及び第三条中「信託財産」の下に「に属する財産」を加える。

第四条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第五条の見出しを「（信託の変更に係る添付書類）」に、同条第一項第一号中「信託事項の変更の事由」を「信託の変更案」に、同項第二号中「信託事項」を「信託」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「信託事項」を「信託」に、「第一号から第三号まで」を「各号」に、「当該変更以後」事業年度分」を「変更後」

に改める。

第十五条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

（公益信託終了の報告）

第二十六条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

（清算結了の報告に係る添付書類）

第二十七条 条例第十一条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算結了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十三条及び第十四条を削り、第十二条を第二十五条とし、第十一条を第二十四条とし、同条の前に次の四条を加える。

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第二十条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新任信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第二十一条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 解任を請求する事由を記載した書類

二 新任信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新任信託管理人の選任の請求）

第二十二条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新任信託管理人の選任を請求しようとするとき

は、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 条例第二条第六号に掲げる書類

三 条例第三条に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十三条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十条を削り、第九条中「第八条第一項及び第七十二条」を「第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第二条第六号に掲げる書類

第九条を第十九条とし、同条の前に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十四条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類  
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十五条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする

信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十六条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする事由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新任信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十七条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 解任を請求する事由を記載した書類

二 新任信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第十八条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

第八条中「第七条」を「第八条」に改め、第二号を削り、同条第一号中「書類」の下に「及び就任承諾書」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 任務終了の事由を記載した書類

第八条を第十三条とする。

第七条中「第四十七条及び第七十二条」を「第五十八条第四項及び法第八条」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 選任を請求する事由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第六条中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二号中「財産及び収支の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請に係る添付書類)

第六条 条例第六条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第八号)の規定(同法第一百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案を記載した書類

四 信託の変更部分に係る新旧対照表

2 条例第六条に規定する信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第七条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為

四 信託法第一百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことそ

の他同法の定める信託の併合の経たれたことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第二条第四号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の経たれたことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の経たれたことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第二条第四号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立田名部高等学校の項の次に次のように加える。

|      |         |        |     |    |
|------|---------|--------|-----|----|
| 大畑校舎 | むつ市大畑町免 | 全日制の課程 | 普通科 | 三年 |
|------|---------|--------|-----|----|

別表第一青森県立川内高等学校の項中「青森県立川内高等学校」を「川内校舎」に改め、青森県立大畑高等学校の項を削り、青森県立柏木農業高等学校の項中

|       |       |
|-------|-------|
| 農業科学科 | 生物生産科 |
| 農業機械科 | 環境工学科 |
| 食品科学科 | 食品科学科 |
| 環境緑地科 |       |

を

|       |       |
|-------|-------|
| 環境工学科 | 生物生産科 |
| 食品科学科 | 食品科学科 |

に改め、青森県立藤崎園芸高等学校の項を削り、

青森県立弘前実業高等学校の項の次に次のように加える。

|      |             |        |      |    |
|------|-------------|--------|------|----|
| 藤崎校舎 | 南津軽郡藤崎町大字藤崎 | 全日制の課程 | りんご科 | 三年 |
|------|-------------|--------|------|----|

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の各号に掲げる県立学校の生徒である者は、施行日から当該各号に定める県立学校の生徒となるものとする。
  - 青森県立川内高等学校 青森県立大湊高等学校川内校舎
  - 青森県立大畑高等学校 青森県立田名部高等学校大畑校舎
  - 青森県立藤崎園芸高等学校 青森県立弘前実業高等学校藤崎校舎
- 青森県立柏木農業高等学校の農業科学科、農業機械科及び環境緑地科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第三号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中板柳警察署の項を

|       |          |                       |
|-------|----------|-----------------------|
| 板柳警察署 | 沿川警察官駐在所 | 北津軽郡板柳町大字夕顔関字若松八十七番地三 |
|-------|----------|-----------------------|

に改め、同表黒石警察署の項中

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 花巻警察官駐在所 | 黒石市大字花巻字村下平二十四番地七 |
| 温湯警察官駐在所 | 黒石市大字温湯字竹原六番地三    |

を

|          |                |
|----------|----------------|
| 温湯警察官駐在所 | 黒石市大字温湯字竹原六番地三 |
|----------|----------------|

に改め、同表五戸警察署の項中「戸来警察官駐在所」を「新郷警察官駐在所」に改め、同表十和田警察署の項中

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 洞内警察官駐在所 | 十和田市大字洞内字長根九十六番地一 |
| 深持警察官駐在所 | 十和田市大字深持字明戸四番地十   |

を

洞内警察官駐在所

十和田市大字洞内字長根九十六番地一

に改め、同表七戸警察署の項中

甲地警察官駐在所

上北郡東北町字往来ノ下四十二番地五

千曳警察官駐在所

上北郡東北町字大平一番地二百十二

を

甲地警察官駐在所

上北郡東北町字往来ノ下四十二番地五

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号

青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号

東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭